

第6章 政府出資等

本章では、普通財産のうち政府出資等について解説します。

政府出資とは何か、政府出資のうち、政府保有株式についてどのように管理・処分しているのか等について説明しています。

① 政府出資の概要 では、政府出資の現在額や政府が出資している法人数、法人分類別の内訳等を解説します。

② 政府保有株式の管理・処分 では、政府が保有する特殊会社の株式の総額や内訳、株式売却の流れ、これまでの売却実績等を解説します。また、物納等有価証券の管理・処分についても紹介します。

③ 独立行政法人等への出資 では、政府保有株式以外の政府出資のうち、独立行政法人への出資について解説します。

資料ガイド

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 政府出資の概要 |資料01 |
| ② 政府保有株式の管理・処分 |資料02～06 |
| ③ 独立行政法人等への出資 |資料07 |

- 政府出資とは、法人が公共上の見地から事業を行っていること等を踏まえ、法人の業務の的確な実施や経営の安定性の確保等の観点から、国が政策的に出資することによって取得した株式や出資による権利等のことをいいます。
- 政府出資の現在額は84.7兆円(国有財産総額(117.2兆円)の約7割)、政府が出資している法人数は227法人であり、内訳は以下のとおりとなっています。

政府出資の現在額及び法人数(法人分類別の内訳)

(令和2年度末現在)

<p style="text-align: center;">特殊会社 【26.8兆円】</p> <p>〔うち 政府保有義務分 【22.6兆円】〕 〔それ以外 【4.2兆円】〕</p> <p>日本電信電話、 日本郵政、 日本たばこ産業、 日本政策金融公庫、 日本政策投資銀行 等(29法人)</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人 【34.9兆円】</p> <p>日本高速道路保有・債務 返済機構、 国際協力機構、 中小企業基盤整備機構、 住宅金融支援機構、 都市再生機構 等(83法人)</p>	<p style="text-align: center;">国際機関 【10.0兆円】</p> <p>国際通貨基金、 国際開発協会 等(11法人)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人 【7.1兆円】</p> <p>東京大学、 大阪大学、 京都大学、 高エネルギー 加速器研究機構 等(89法人)</p>	<p style="text-align: center;">金融機関・ 事業団等 【5.7兆円】</p> <p>日本銀行、 日本中央競馬会 等(15法人)</p>

(注1) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない場合があります。

(注2) 上表の「特殊会社」には、特殊法人のうち政府が出資している株式会社のほか、認可法人のうち政府が出資している株式会社、主務大臣の指定を受けている者であって政府が出資している株式会社を含んでいます。

(注3) 上表の「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含んでいます。

(注4) 上表のうち、特殊会社以外の独立行政法人等に対する出資による権利については、原則として、株式と異なり配当の制度がないなど、市場で売買するために必要な財産的権利と言えるものではありません。

02 政府保有株式

② 政府保有株式の管理・処分

- 政府が保有する特殊会社の株式の総額は26.8兆円、そのうち政府保有義務分が22.6兆円、それ以外が4.2兆円。
- 政府保有株式については、政府保有義務分を除き、各特殊会社に係る主務官庁の政策判断を踏まえた上で、売却が可能となった段階で、株式市場の動向や会社の経営・財務状況等を勘案しながら、適切に売却を進めていくことになります。

(令和2年度末現在)

特殊会社名	総額 (億円)	政府保有義務分		それ以外	(参考) 現行法上の政府保有義務
		政府保有義務分	それ以外		
日本電信電話(株) <small>法人番号7010001065142</small>	35,816	35,816	-	-	1/3以上
日本郵政(株) (注2) <small>法人番号5010001112697</small>	25,254	14,800	10,454(注3)	-	1/3超
日本たばこ産業(株) (注2) <small>法人番号4010401023000</small>	14,166	14,166	-	-	1/3超
(株)日本政策金融公庫 <small>法人番号8010001120391</small>	88,570	88,570	-	-	総数
(株)日本政策投資銀行 <small>法人番号2010001120389</small>	36,410	18,205	18,205	-	1/3超、1/2以上(注4)
(株)国際協力銀行 <small>法人番号6010001145977</small>	30,424	30,424	-	-	総数
(株)日本貿易保険 <small>法人番号5010001182633</small>	7,948	7,948	-	-	総数
高速道路6社	6,597	2,368	4,229	-	1/3以上(注5)
新関西国際空港(株) <small>法人番号1120001169813</small>	5,968	5,968	-	-	総数
(株)産業革新投資機構 <small>法人番号7010001126472</small>	5,003	3,472	1,530	-	2/3以上
東京地下鉄(株) (注2) <small>法人番号4010501022810</small>	3,242	-	3,242	-	-
成田国際空港(株) <small>法人番号9040001044645</small>	2,901	-	2,901	-	-
(株)商工組合中央金庫 <small>法人番号9010001120408</small>	2,042	2,042	-	-	(注6)
(株)海外交通・都市開発事業支援機構 <small>法人番号4010001163675</small>	1,466	761	704	-	1/2以上
その他(10社)	2,866	1,654	1,211	-	(注7)
合計	26.8兆円	22.6兆円	4.2兆円	-	

(注1) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない場合があります。

(注2) 日本郵政株式、日本たばこ産業株式及び東京地下鉄株式については、復興財源確保法において、令和9年度までの売却収入を復興財源に充てることとされています。

(注3) 日本郵政株式については、令和3年6月の日本郵政による自己株式取得に応じた売却、及び同年10月の第3次売出しの実施により、政府保有義務分を除く株式については売却しています。(令和3年度末時点)

(注4) 日本政策投資銀行の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/3超の株式を保有、また、特定投資業務を完了するまでの間(令和12年度末)、同業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/2以上の株式を保有することとされています。

(注5) ただし、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)は、政府及び地方公共団体で1/3以上の株式を保有することとされています。なお、「政府保有義務分」は政府のみで1/3を保有する場合の額を計上しています。

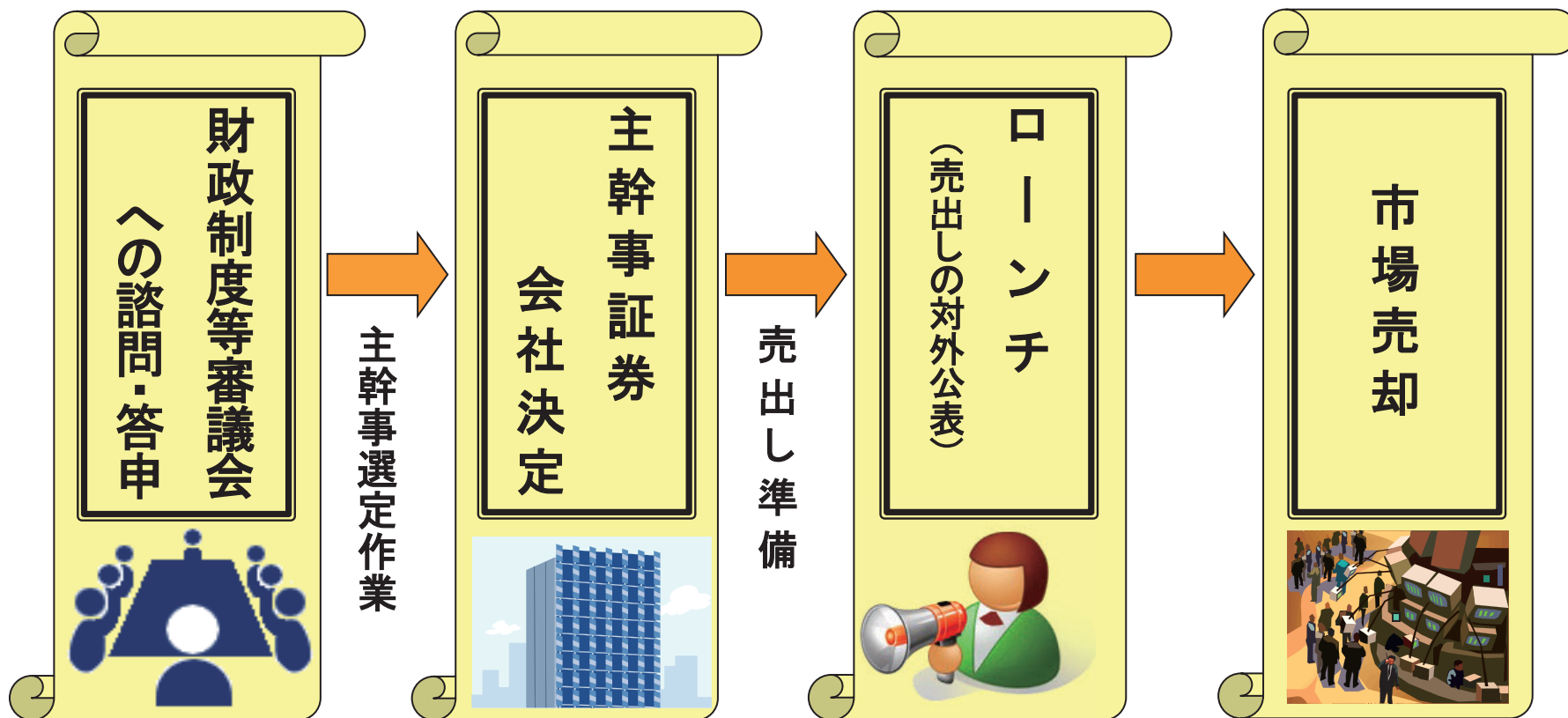
(注6) 商工組合中央金庫の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施のために必要な株式を保有することとされていることから、「それ以外」を「-」としています。

(注7) その他(10社)の現行法上の政府保有義務については、以下のとおりとなっています。

中間貯蔵・環境安全事業(株):総数、(株)海外需要開拓支援機構:1/2以上、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構:1/2以上、中部国際空港(株):なし、
(株)農林漁業成長産業化支援機構:1/2以上、日本アルコール産業(株):なし、(株)民間資金等活用事業推進機構:1/2以上、輸出入・港湾関連情報処理センター(株):1/2超、
阪神国際港湾(株):なし、横浜川崎国際港湾(株):なし

(注8) 上記のほか、旧石油公団から承継した株式4,291億円(INPEX株式:1,539億円、JAPEX株式:399億円、その他非上場株式2,352億円。いずれもエネルギー対策特別会計所属)等を保有しています。

- 政府保有株式の売却に際しては、公正・公平な処分を確保する観点から、売却方針や主幹事証券会社選定基準について、財政制度等審議会国有財産分科会において審議いただき、答申をいただいています。
- この答申を踏まえて、主幹事証券会社を選定し、売出し準備を進めた上で、株式売却を行っています。



04 日本郵政株式の売却状況について

② 政府保有株式の管理・処分

- 日本郵政株式会社については、法律上、政府保有割合をできる限り早期に減ずるものとされています。その売却収入は復興財源に充てることとなっています。
- 日本郵政株式会社については、平成27年に1次売却として約1.4兆円、平成29年に2次売却として約1.4兆円、令和3年6月に日本郵政の自己株式取得に応じたことによる約0.2兆円、令和3年10月に3次売却として約0.8兆円の売却収入を得ており、累計4兆円程度^(※)の売却収入となりました。

1次売却	2次売却	令和3年6月	3次売却
8.7億株 1兆4,109億円	10.6億株 1兆3,984億円	2.7億株 2,499億円	10.2億株 8,367億円

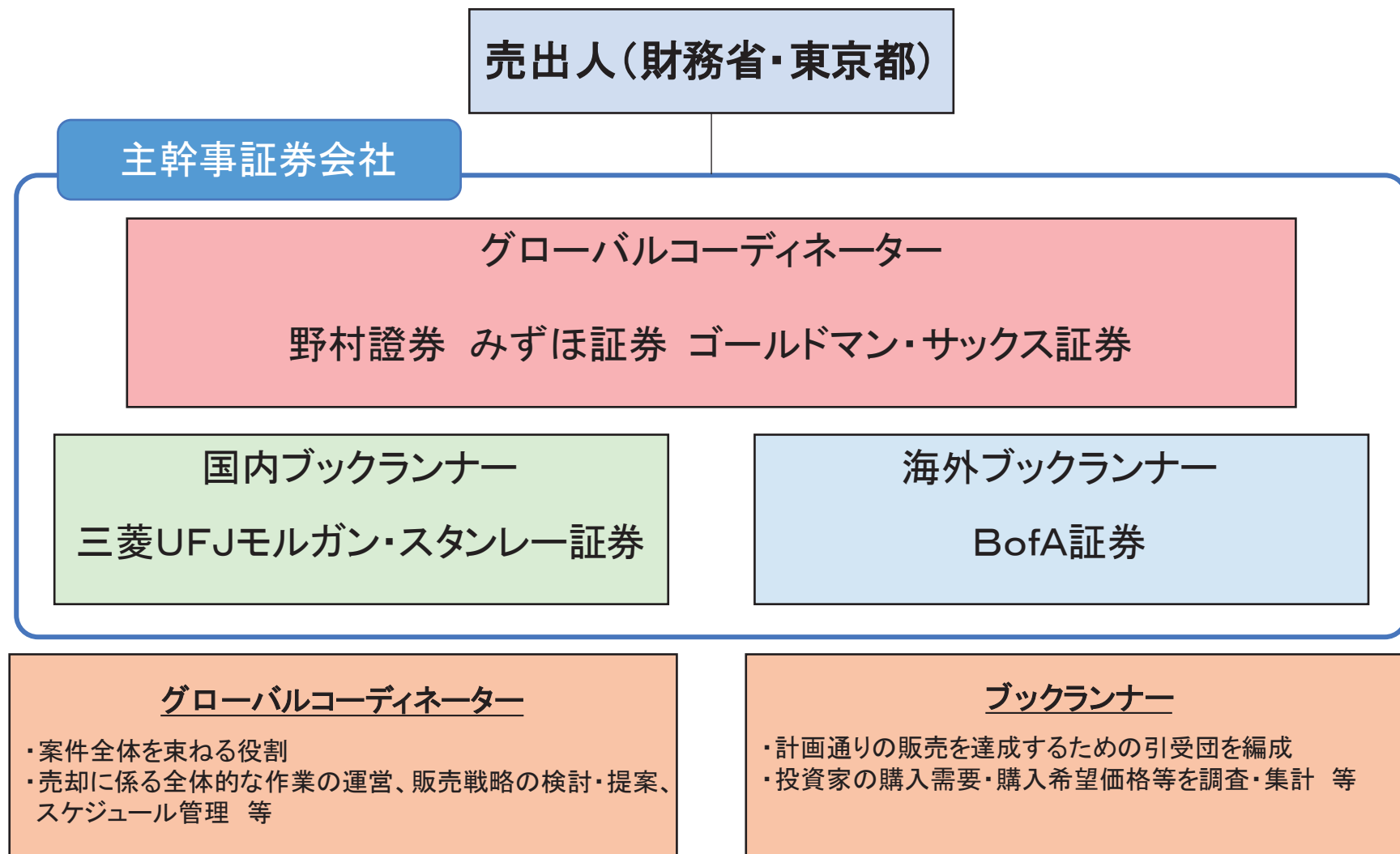
<p>市中売却分 4.9億株 6,807億円</p>	<p>市中売却分 9.9億株 1兆2,989億円</p>	<p>日本郵政の自己株式取得</p>	<p>市中売却</p>	<p>政府保有義務分 12.1億株超</p>
<p>日本郵政の自己株式取得 3.8億株 7,301億円 <small>(金融2社株式の売却収入を活用)</small></p>				

(注) 表中の売却収入及び株数は端数切捨て

(※) 累計約3.9兆円。

05 主幹事証券会社の選定(東京地下鉄株式会社株式の売出し) ② 政府保有株式の管理・処分

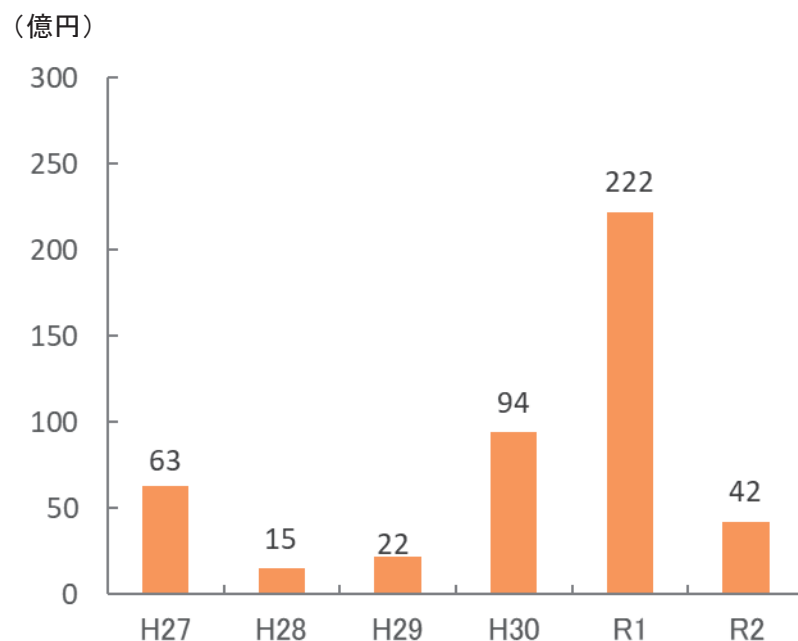
- 令和4年5月25日、東京地下鉄株式の売出しに係る主幹事証券会社選定手続を実施した結果、国内外の証券会社5社を主幹事証券会社として選定いたしました。



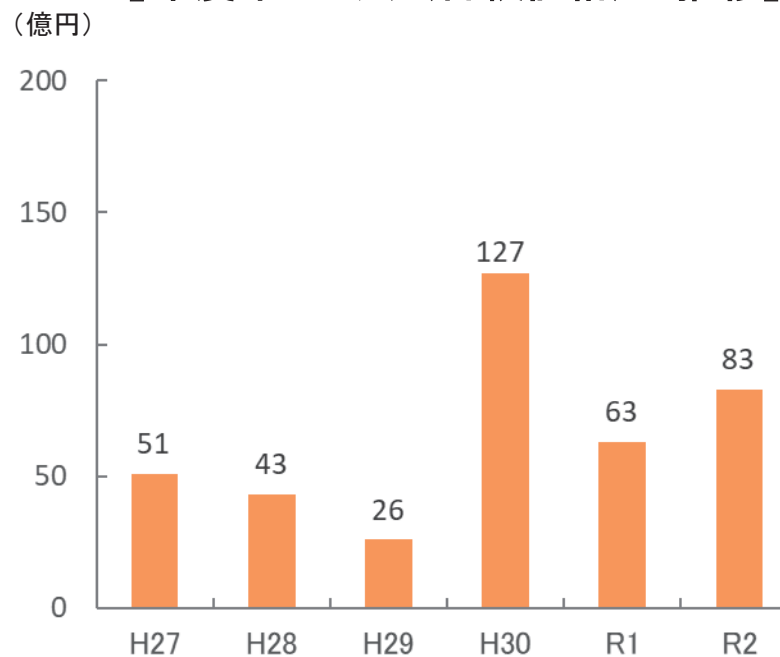
- ・グローバルコーディネーターは、ブックランナーを兼ねる
- ・証券会社名は、区分毎に五十音順に記載

- 相続税物納等により取得した有価証券(株式、社債等)の管理及び処分を行っています。物納等有価証券は金銭に代わるものとして納付されたものであることから、市場の状況等を考慮しつつ、早期の処分に取り組んでいます。
- 市場で取引のある株式等に関しては、証券会社に委託し、市場を通じて処分することとしており、非上場の株式等に関しては、株式の発行会社等に対し、買受けの意向を確認の上、売却する等の対応を行っています。

【売却収入(決算額)の推移】



【年度末ストック(台帳価格)の推移】



(注)単位未満は切り捨て。

- 独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるもの等を効果的・効率的に行わせるために設立されている法人であり、国は、業務を確実に実施させるため、出資しています。
- 独立行政法人の不要財産の国庫納付、重要財産の処分、中期計画の作成等については、主務大臣の認可事項となっており、認可に当たり、財務大臣は協議を受けています。

(注)独立行政法人への出資に伴い国が取得する「出資による権利」は、株式と異なり、配当請求権等の権利を有していません。

独立行政法人への出資額(上位20法人)

令和2年度末現在、単位：億円

	法人名	台帳価格
1	日本高速道路保有・債務返済機構 法人番号3010405004914	101,226
2	国際協力機構 法人番号9010005014408	100,837
3	中小企業基盤整備機構 法人番号2010405004147	17,080
4	住宅金融支援機構 法人番号2010005011502	16,707
5	都市再生機構 法人番号1020005005090	13,045
6	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法人番号4010405009573	12,290
7	森林研究・整備機構 法人番号4050005005317	10,433
8	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法人番号4020005004767	8,827
9	科学技術振興機構 法人番号4030005012570	5,739
10	地域医療機能推進機構 法人番号6040005003798	4,754

	法人名	台帳価格
11	国立病院機構 法人番号1013205001281	4,238
12	福祉医療機構 法人番号8010405003688	4,082
13	日本原子力研究開発機構 法人番号6050005002007	3,693
14	農業・食品産業技術総合研究機構 法人番号7050005005207	2,939
15	労働者健康安全機構 法人番号7020005008492	2,731
16	日本スポーツ振興センター 法人番号5011105002256	2,613
17	産業技術総合研究所 法人番号7010005005425	2,599
18	国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	2,302
19	日本芸術文化振興会 法人番号7010005006877	2,247
20	国立文化財機構 法人番号3010505001183	2,209

(注)単位未満は切り捨て。